



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 28 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(健康福祉総務課)	1
島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	3

### 公布された条例等のあらまし

生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (規則第57号)

#### 1 規則の概要

処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第18号 - 様式第20号関係)

#### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第58号)

#### 1 規則の概要

引用する条項を整理することとした。(第11条・第12条関係)

#### 2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第57号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第18号の備考を次のように改める。

- 備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。 )この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消し

の訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 扶助費の支給日及び支給場所は、役場からお知らせします。
- 4 扶助費を受けるときは、この通知書と印鑑を持参してください。

様式第19号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。 」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 」

また、この審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。 に改

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

める。

様式第20号中

「（注） この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。 」

「備考 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 」

2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。 に改

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第58号

島根県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「第11条の 3 第 1 項第 1 号」を「第10条第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第11条の 3 第 2 項」を「第10条第 2 項」に改める。

第12条中「第11条の 6 」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

